

石川県公報

令和5年1月13日

第13573号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	1	○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○入札公告 (デジタル推進課)	5
○地域森林計画の変更の公表 (森林管理課)	2	○県有財産貸付入札公告 (管財課)	6
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	2	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	9
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	10
○県道の区域の変更 (同)	3	監 査 委 員	
○県道の供用の開始 (同)	3	○定期監査結果公表	10
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	3	○財政的援助団体等監査結果公表	11
○河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	4		

告 示

石川県告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771600168	社会医療法人財団董仙会	デイサービスセンターいこい 鹿島郡中能登町東馬場ほ部18番地1	通所介護	令和4年 11月30日

石川県告示第14号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興行名	製作会社・配給会社等名
映 画	絶倫探偵DX 愛と淫欲のバイブ	横山組<オーピー映画>
〃	あっぱれヒーローズ びっくびく除霊棒	塩出組<オーピー映画>
〃	変態ぞうさん 私の桃色指導	東盛組<オーピー映画>
〃	巨乳令嬢 何度もイカされたい	小関組<オーピー映画>
〃	挑発デリバリー 誰にも言えない裏メニュー	石川組<オーピー映画>
〃	不倫ゲーム 燃えあがる女たち	浜野組<新東宝映画>

〃	美乳探訪 不埒な旅路	竹 洞 組 〈オーピー映画〉
〃	若熟女と家出娘 たっぷりハマテ	小 関 組 〈オーピー映画〉
〃	欲情セレブ妻 いやらしい匂い	山 内 組 〈オーピー映画〉
〃	誘い濡れ さあやとこはる	高 原 組 〈オーピー映画〉

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和5年1月13日

石川県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加賀森林計画区及び能登森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、石川県農林水産部森林管理課のホームページに掲載する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第16号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

珠洲中央加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市飯田町よ部18番地1 濱田 剛
珠洲市野々江町ラ部23番地8 濱野 慶弘

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（飯田町、上戸町、野々江町及び熊谷町の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業（けた網を営む漁業を除く。）

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和4年12月21日

石川県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	
249号	珠洲市真浦町ナ部66番地先から 輪島市町野町曾々木参部90番甲地先まで	旧	12.30~37.80	131.1
		新	14.02~99.39	131.1

石川県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、令和5年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢湯涌福光線	金沢市兼六元町152番地先から	旧	16.34~24.50	149.1	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市小将町2番地先まで	新	18.44~28.57	149.1	
丸山加賀線	小松市菩提町カ5番4地先から	旧	3.60~18.30	152.2	南加賀土木総合事務所維持管理課
	小松市菩提町タ1番6地先まで	新	13.06~23.48	152.2	
大屋杉山線	珠洲市三崎町大屋九部32番甲地先から	旧	5.19~12.81	83.9	奥能登土木総合事務所維持管理課
	珠洲市三崎町大屋九部34番1地先まで	新	7.23~16.03	83.9	
	珠洲市三崎町栗津ヲ部109番1地先から	旧	4.65~11.50	40.5	
	珠洲市三崎町栗津ヲ部109番1地先まで	新	7.70~15.45	40.5	

石川県告示第19号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、令和5年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
丸山加賀線	小松市菩提町カ5番4地先から 小松市菩提町タ1番6地先まで	令和5年1月13日	南加賀土木総合事務所維持管理課
大屋杉山線	珠洲市三崎町大屋九部32番甲地先から 珠洲市三崎町大屋九部34番1地先まで 珠洲市三崎町栗津ヲ部109番1地先から 珠洲市三崎町栗津ヲ部109番1地先まで	令和5年1月13日	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
 なお、その関係図面は、令和5年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	珠洲市真浦町ナ部66番地先から 輪島市町野町曾々木参部90番甲地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年1月13日

石川県告示第21号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

1 河川の名称

二級河川犀川水系犀川

2 河川管理施設の名称又は種類

堤防

3 河川管理施設の位置

左岸

下流 金沢市法島町46番地先

上流 金沢市法島町62番1地先

延長 117メートル

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 金沢市長 村山 卓

金沢市広坂1丁目1番地1号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和4年12月21日から道路の存続する日まで

石川県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
長谷田	加賀市山中温泉長谷田町 加賀市山中温泉宮の杜	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

パソコン機器等借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札仕様書による。

(3) 借上期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札書の交付期間

令和5年1月13日（金）から同月20日（金）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

令和5年1月31日（金）午前10時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎1402会議室（入札後、即時開札する。）

5 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

県有財産貸付入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産貸付

(2) 貸付けする施設及び貸付面積並びに販売品目

別表のとおり

(3) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

(4) 入札方式

次のいずれかの入札方式により別表のとおり入札に付すものとする。

ア 単独方式

物件ごとにそれぞれ入札に付すもの

イ 一括方式

2以上の物件を一括して入札に付すもの

(5) 入札価格

入札価格は、貸付期間中の貸付料の総額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、土地の貸付に係る落札価格については、入札書に記載された金額とする。

(6) 入札及び開札日時

入札日時は別表のとおりとし、入札後、即時開札する。

(7) 入札及び開札の場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階603会議室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、

令和4年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
- ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人にあつては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては石川県内で事業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理及び運営している実績を有している者であること。

3 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

4 入札参加申込の方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼県有財産借用願書及び添付書類を(2)の申込期限までに、石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。
- (2) 申込期限
令和5年2月8日(水)午後5時(簡易書留の場合は、申込期限内必着とする。)

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 貸付料の納入
貸付料は落札価格とし、年度ごとに、石川県が発行する納入通知書により、年額を指定の期日までに納入する。ただし、年2回の分割納入をすることもできる。
- (5) その他の事項
詳細は、入札案内書による。
- (6) 問合せ先
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階
電話番号076-225-1266

別表

入札番号	入札日時	入札方式	物件番号	施設名	設置場所	所在地	財産区分	貸付面積	貸付期間	販売品目(詳細)			
1	令和5年2月17日(金)午前10時	単独方式	1	石川県サッカー・ラグビー競技場	管理棟受付横	能美市山口町チ25番2	土地	1.75㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
		単独方式	2	石川県南加賀保健福祉センター	1階待合ロビー	小松市園町ヌ48番地	建物	1.49㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
2	令和5年2月17日(金)午前10時10分	一括方式	3	石川県立中央病院	3階大研修室前エレベーター付近	金沢市鞍月東2-1	建物	1.60㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			4	石川県立中央病院	3階大研修室前エレベーター付近	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			5	石川県立中央病院	4階病棟エレベーター横	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			6	石川県立中央病院	4階病棟エレベーター横	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			7	石川県立中央病院	5階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			8	石川県立中央病院	5階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			9	石川県立中央病院	10階展望室	金沢市鞍月東2-1	建物	1.60㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			10	石川県立中央病院	10階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.46㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			11	石川県立中央病院	6階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
		一括方式	12	石川県立中央病院	6階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			13	石川県立中央病院	7階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			14	石川県立中央病院	7階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			15	石川県立中央病院	8階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			16	石川県立中央病院	8階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			17	石川県立中央病院	9階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	0.96㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			18	石川県立中央病院	9階談話スペース	金沢市鞍月東2-1	建物	1.36㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(缶・ペットボトル)			
			3	令和5年2月17日(金)午前10時20分	単独方式	19	石川県立こころの病院	管理棟1階自販機コーナー	かほく市内高松ヤ36	建物	0.99㎡	令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)	飲料(紙パック)

4	令和5年 2月17日 (金) 午前10時 30分	単独 方式	20	石川県立こころの 病院	職員厚生棟 1階ホール	かほく市内高松ヤ 36	建物	1.08㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式	21	石川県立こころの 病院	デイケアセンター 1階小ホール入口 横	かほく市内高松ヤ 36	建物	1.08㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
5	令和5年 2月17日 (金) 午前10時 40分	単独 方式	22	石川県立こころの 病院	エントランス棟 1階エレベーター 前(相談室横)	かほく市内高松ヤ 36	建物	1.08㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式	23	石川県立こころの 病院	エントランス棟 1階風除室裏 (公衆電話横)	かほく市内高松ヤ 36	建物	1.08㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		一括 方式	24	石川県立こころの 病院	管理棟 1階自販機コーナ ー	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			25	石川県立こころの 病院	管理棟 1階自販機コーナ ー	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			26	石川県立こころの 病院	北病棟 1階食堂(中庭側)	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			27	石川県立こころの 病院	北病棟 2階食堂(吹抜側)	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			28	石川県立こころの 病院	北病棟 3階食堂(吹抜側)	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			29	石川県立こころの 病院	西病棟 1階デイルーム (あゆみデイルーム 側)	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			30	石川県立こころの 病院	西病棟 2階デイルーム (テレビ側)	かほく市内高松ヤ 36	建物	0.96㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
			6	令和5年 2月17日 (金) 午前10時 50分	単独 方式	31	石川県立九谷焼技 術者自立支援工房	共同工房棟 1階ギャラリー内	能美市泉台町南38 番地	建物
一括 方式	32	石川県湖南運動公 園	サッカー場トイレ 横	金沢市大場町ワ19 -1	土地	2.10㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)		
	33	石川県湖南運動公 園	C野球場更衣室横	金沢市大場町ワ19 -1	土地	1.20㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)		
7	令和5年 2月17日 (金) 午前11時	単独 方式	34	石川県営平和町団 地	集会所玄関横	金沢市平和町2丁 目83番	土地	2.50㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式	35	石川県立輪島漆芸 技術研修所	1階廊下第二収蔵 庫横	輪島市釜屋谷町1 字30番地	建物	1.61㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)
		単独 方式	36	石川県安全運転研 修所	プラットホーム	金沢市東蚊爪町2 丁目1番地	土地	1.23㎡	令和5年4月1 日～令和8年3 月31日(3年間)	飲料 (缶・ペットボ トル)

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年1月16日から同年2月13日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
宇治・森腰地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	珠洲市産業振興課
本江堤地区	老朽ため池整備事業 (防災対策型)	県営土地改良事業計画書の写し	羽咋市産業建設部農林水産課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年1月13日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字舟橋そ1番1	幅員 6.00m 延長 27.75m	河北郡津幡町字舟橋イ109番地 新田 勇信	令和4年12月22日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月13日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
工業高等学校	令和4年11月29日	令和3年9月1日～ 令和4年9月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢中警察署	〃	令和3年9月1日～ 令和4年8月末日	〃
盲学校	〃	〃	〃

金沢商業高等学校	〃	〃	〃
金沢泉丘高等学校	〃	令和3年8月1日～ 令和4年8月末日	〃
寺井高等学校	令和4年12月16日	令和3年4月1日～ 令和4年9月末日	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	〃	令和3年4月1日～ 令和4年3月末日	〃
金沢教育事務所	〃	令和3年10月1日～ 令和4年9月末日	〃
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
自治研修センター	令和4年12月21日	〃	〃
こころの健康センター	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月13日

石川県監査委員 善 田 善 彦
同 川 裕 一 郎
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和3年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
一般財団法人 白山観光協会	令和4年11月29日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般社団法人 石川県農業会議	〃	〃
石川県土地改良事業団体連合会	〃	〃
公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会	〃	〃
駒谷造園株式会社	令和4年12月16日	〃
公益財団法人 石川県国際交流協会	〃	〃
KCS コンソーシアム	令和4年12月21日	〃
一般財団法人 石川県女性センター	〃	〃

一般財団法人 石川県金沢勤労者プラザ	〃	〃
公益財団法人 石川県文教会館	令和4年12月23日	〃
公益社団法人 大学コンソーシアム石川	〃	〃
公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団	〃	〃